

2010 10月 24日  
改定 労働組合 関係

### 黨名決定の件 (本部提出)

本部は、結黨大會に對し、左の原案を提出する。  
一、わが黨名を「労働黨」とす。

### 綱領政策決定の件 (本部提出)

本部は、結黨大會に對し、左の原案を提出する。

- 一、我が黨は労働者農民無産市民その他一切の被壓迫民衆の利益の擁護と伸張のために闘ふ。
- 二、我が黨は労働組合農民組合の擴大強化を重要な任務とする。
- 三、我が黨は無産階級戦線の統一を期す。
- 四、我が黨は全被壓迫民衆の政治的自由獲得のために闘ふ。

### 政策

- 一、言論、出版、集會、結社の自由。
- 二、選挙權の徹底的改正による十八歳以上の男女の選挙、被選挙權、大選區區制、選挙の完全なる自由獲得。
- 三、地方自治體の完全なる自主化、府縣知事、市町村長、其他一切の自治體公職の直接選挙。
- 四、治安維持法、治安警察法、暴力行為取締法、其他一切の

### 無産階級抑壓諸法令の廢止。

- 一、裁判に依らざる一切の處罰、逮捕、監禁、家宅侵入、の廢止。冤罪並に不當拘留に對する國家の補償。
- 二、職權亂用、不當拘束、暴行凌辱、收賄官吏の嚴罰。
- 三、裁判の絕對公開、一般投票による陪審員の公選及び其の權限の擴張。
- 四、刑務所及び警察署に於ける待遇改善、讀書、通信、面接の自由、豫審終結後の即時保釋と保證金の廢止。
- 五、政治警察並に機密費の廢止。
- 六、財産税、不在地主税、奢侈税の創設、所得税、相續税、地租、營業收益税の免稅點引上。以上の諸税の高率累進賦課。
- 七、戸數割、車馬税その他一切の無産階級負擔税の廢止。
- 八、生活必需品の消費税及び關稅の撤廢、國營及び獨占事業料金の引下げ。
- 九、團結權、罷業權、團體協約權の獲得。
- 十、八時間労働制の獲得。
- 十一、最低賃金、最低俸給制の獲得。
- 十二、失業、傷病、老齢、下級俸給者並に遺族の生活保障。
- 十三、工場法、海商法、海員法、健康保險法の徹底的改正、交通事故特別裁判法の制定。

労働組合 関係  
 労働者 農民 無産市民  
 被壓迫民衆  
 選挙權 被選挙權  
 直接選挙  
 治安維持法 治安警察法  
 暴力行為取締法  
 裁判の絕對公開  
 一般投票による陪審員  
 公選及び其の權限の擴張  
 刑務所及び警察署に於ける待遇改善  
 讀書 通信 面接の自由  
 豫審終結後の即時保釋と保證金の廢止  
 政治警察並に機密費の廢止  
 財産税 不在地主税 奢侈税の創設  
 所得税 相續税 地租 營業收益税の免稅點引上  
 以上の諸税の高率累進賦課  
 戸數割 車馬税その他一切の無産階級負擔税の廢止  
 生活必需品の消費税及び關稅の撤廢  
 國營及び獨占事業料金の引下げ  
 團結權 罷業權 團體協約權の獲得  
 八時間労働制の獲得  
 最低賃金 最低俸給制の獲得  
 失業 傷病 老齢 下級俸給者並に遺族の生活保障  
 工場法 海商法 海員法 健康保險法の徹底的改正  
 交通事故特別裁判法の制定